

招集ご通知

証券コード 6644
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株主各位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
大崎電気工業株式会社
取締役会長CEO 渡辺 佳英

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第111回定時株主総会招集ご通知」及び「第111回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.osaki.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記「東証上場会社情報サービス」にアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。



なお、本株主総会においては、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）による事前の議決権行使が可能です。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

※応募方法はこちら ▶ <https://youtu.be/Vxj8vOCGMQ8>



記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 九段会館テラス 2階 バンケットホール 鳳凰
東京都千代田区九段南1丁目6-5
（本年は、当社株主総会の会場を、昨年の「八芳園」から「九段会館テラス」に変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
- 1 第111期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第111期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役の報酬枠改定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類を併せてご送付しております。また、書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款第14条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使のご案内

インターネット又は書面（郵送）によりご行使いただける場合

インターネット



行使期限 2025年6月26日（木）午後5時30分

当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次ページをご覧ください。

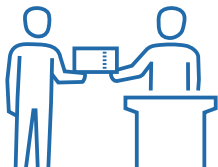
郵 送



行使期限 2025年6月26日（木）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

株主総会にご出席される場合



開催日時 2025年6月27日（金）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書用紙）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ① お手元の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

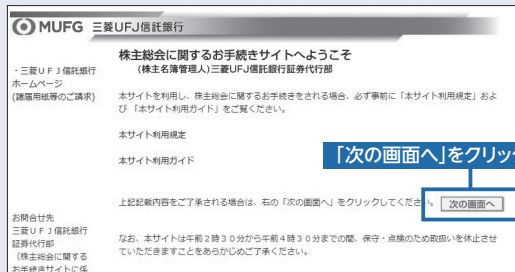
- ② 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



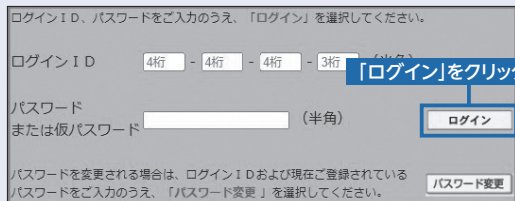
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- ① 議決権行使サイト<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

（受付時間：9：00～21：00 通話料無料）

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一つと位置付けており、安定的な配当を継続することを前提としつつ、業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、DOE（株主資本配当率）2%と配当性向30%のいずれか高い額を目安に決定いたします。

本方針に則り、当期の期末配当につきましては、DOE基準を適用し、1株につき12円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当10円を含めた当期の年間配当は1株につき22円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円（前期に比べ2円増配）といたします。

（ご参考）中間配当を含めた年間配当金は、1株につき金22円となります。

この場合の配当総額は、544,698,408円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月30日といたします。

なお、配当方針のうち、配当金額の算定基準の変更を2025年5月12日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。（下線部が変更箇所）

変更後の配当方針は、2026年3月期の年間配当より適用いたします。

（変更後の配当方針）

DOE（株主資本配当率）3%と配当性向30%のいずれか高い額を目安に年間配当額を決定いたします。

また、内部留保については、長期的な企業価値の拡大を目指し、競争力強化のための研究開発投資や設備投資の原資とするとともに、M&Aも含めて今後の事業展開に有効活用し、業績の向上に努めてまいります。

【ご参考】

	1株当たり配当金			配当金総額	連結配当性向
	中間	期末	年間		
2024年3月期	10円	10円	20円	938百万円	38.9%
2025年3月期（予定）	10円	12円	22円	1,010百万円	29.1%

第2号議案 監査役の報酬枠改定の件

当社の監査役の報酬枠は、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額7,000万円以内（うち社外監査役2,000万円以内）とする旨承認いただき今日に至っております。

その間、経営環境の変化に伴い監査役の職責は増大しており、監査役の役割・責任に見合った報酬水準を実現するため、監査役全体の報酬枠を年額8,000万円以内とさせていただきたく存じます。

また、現在の監査役の員数は4名で、本定時株主総会終了後も変更はございません。

以 上

〈ご参考〉スキル・マトリックス

当社は、経営の重要な意思決定機能と業務執行の監督機能を担う取締役会を少数精鋭化しており、これらの機能を適切に発揮するために備えるべきスキルとして、以下の8分野を重視することとしております。

各取締役及び監査役が備えるスキルは、以下のスキル・マトリックスのとおりであり、取締役会全体としてスキルの多様性、バランスが確保されていると考えております。

	代表	社外	役 員	企業経営	業界知見	グローバル	営業マーケ ティング	製造・開発	財務・会計	法務・ガバナ ンスマネジメント	人事・労務 ・人材開発
取締役	●		渡辺 佳英	●	●	●	●	●			
	●		渡辺 光康	●	●	●		●			
	●		川端 晴幸	●	●		●				
			上野 隆一		●	●			●		
		●	水野 正望	●					●	●	●
		●	笠井 伸啓	●		●	●				
		●	黒木 彰子			●			●	●	●
監査役			堀 長一郎		●		●				
			長谷川 豊		●				●	●	
		●	北井久美子							●	●
		●	河合 千尋						●	●	

〈ご参考〉

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員という。）又は社外役員候補者が、会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ以下の独立性基準の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該者は独立性を有しているものとします。

1. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。
当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。なお、業務執行者とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人をいい、過去３年間に於いて該当していた者を含む（以下、同じ。）。
2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者。
当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社に行っている者及び直近事業年度末における当社の連結総資産の２％以上の額を当社に融資している者をいう。
3. 当社又は子会社の会計監査人である監査法人に所属する者。
所属する者とは過去３年間に於いて該当していた者を含む（以下、同じ。）。
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家又は当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。
なお、多額とは、過去３事業年度の平均で、個人の場合は年間１,０００万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の２％を超える額（以下、同じ。）をいう。
5. 当社から多額の寄付を受けている者又は当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者。
6. 当社の取締役（社外取締役を除く。）又は監査役（社外監査役を除く。）が、他の会社の取締役、監査役、執行役及び執行役員を兼務している場合において、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び執行役員をいい、過去３年間に於いて該当していた者を含む。
7. 当社の主要株主。
当該主要株主が法人、組合等の団体である場合は、その業務執行者。なお、主要株主とは、当社総議決権の１０％以上の議決権を直接又は間接的に保有する者をいう。
8. 上記の１から７に該当する者及び以下のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は２親等以内の親族。
 - （１）当社の子会社の業務執行者に現在又は過去３年間に於いて該当する者。
 - （２）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）に、現在又は過去３年間に於いて該当する者。
 - （３）当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に、現在又は過去３年間に於いて該当する者。

なお、重要な者とは、業務執行者については、各会社・取引先の役員・部長クラスの者をいい、団体に所属する者については弁護士、公認会計士を含む。また、上記６の場合は、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）をいう。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、「グループシナジーを最大限に活かし、スマートメーターを主軸としつつ、脱炭素社会の実現などの社会課題に対する新たなソリューション提供を通じて、グループ全体の持続的な成長を目指す」を基本方針とする3か年の中期経営計画（2024年度～2026年度）を定め、最終年度（2026年度）での売上高1,000億円、営業利益90億円、親会社株主に帰属する当期純利益55億円の数値目標達成に向けた取組を進めております。

国内計測制御事業において、売上高は前期比1.5%増の56,084百万円、営業利益は前期比10.9%減の3,965百万円となりました。売上高はスマートメーター事業が微減、ソリューション事業が増収となったこと等から、事業全体では前期比で増収となりました。営業利益は、製品構成の変動や販売管理費の増加等により、前期比で減益となりました。

海外計測制御事業については、売上高は前期比2.5%増の41,719百万円、営業利益は前期比28.0%増の1,477百万円となりました。売上高は英国向けで顧客の在庫調整の影響等により減少した一方、オセアニア向けの新規・更新需要増による出荷増等により、事業全体では前期比で増収となりました。営業利益もオセアニアでの売上増や英国での為替の好転による利益率の改善等により、前期比で増益となりました。

不動産事業については、経営資源の有効活用と資産効率化を図るため、一部の不動産を売却したことにより、売上高は前期比1.9%減の561百万円、営業利益は前期比2.7%減の270百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は97,102百万円と前期比1,955百万円（2.1%）の増収、営業利益は5,701百万円と前期比173百万円（3.0%）の減益、経常利益は5,386百万円と前期比101百万円（1.9%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は3,504百万円と前期比1,096百万円（45.6%）の増益となりました。

	2024年3月期	2025年3月期	前年度比	
			金額	比率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	95,147	97,102	1,955	+2.1
国内計測制御事業	55,266	56,084	818	+1.5
海外計測制御事業	40,693	41,719	1,026	+2.5
不動産事業	572	561	△10	△1.9
調整額	△1,384	△1,263	121	－
営業利益	5,874	5,701	△173	△3.0
国内計測制御事業	4,451	3,965	△486	△10.9
海外計測制御事業	1,155	1,477	322	+28.0
不動産事業	277	270	△7	△2.7
調整額	△9	△12	△2	－
経常利益	5,488	5,386	△101	△1.9
親会社株主に帰属する当期純利益	2,407	3,504	1,096	+45.6

(2) 対処すべき課題

① 会社の基本経営方針

当社は、持続的な成長を実現するために、当社の社会における存在意義について社内外のステークホルダーのみなさまにもご意見をいただきながら議論を重ね、2024年度より「見えないものが見える化し、社会に新たな価値を生み出す」を新たな経営理念とするとともに、これを当社の社会における存在意義（パーパス）と位置づけております。

創業以来、電気に関わるものづくりを続けてきた当社は、電力量計を通じて社会インフラである電力の安定供給や有効利用を支えてきました。機械式電力量計がスマートメーターへと進化しても、電力が見える化する製品・サービスは、当社の中核製品であることに変わりはありません。

現在では、電力以外見える化を通じて社会課題を解決する「ソリューション事業」を広げつつあります。さらに今後、これまでにない領域にも挑戦し、社会に役立つ新たな価値の創出に取り組んでまいります。

このパーパスのもと、グループシナジーを最大限に活かし、スマートメーターを基軸としつつ、脱炭素社会の実現などの社会課題に対する新たなソリューションの提供を通じて、当社並びに当社グループの持続的な成長を目指します。

② 対処すべき課題

国内計測制御事業においては、スマートメーター事業を主軸としつつ、社会のニーズをとらえてGXサービスやスマートロックなどのソリューション事業を拡大いたします。

海外計測制御事業においては、スマートメーターと上位系システムのセット販売の推進や組織構造改革により、利益を重視したビジネスへの変革をさらに進めます。

これらの戦略を支えるためのグループ経営基盤の強化にも取り組み、持続的な利益の創出による企業価値の向上を目指します。

a 中期経営計画の重点戦略

●スマートメーターを主軸とした社会インフラへの付加価値の提供

国内においては、2027年3月期から本格導入が始まる第2世代スマートメーターの最適な生産体制を構築し、確実な収益確保を目指します。同時に、再生可能エネルギーや電動車の利用拡大を見据えた直流計器の投入など、社会インフラへ新たな価値を提供し市場を開拓いたします。

●デジタル技術を活用した現場の業務改善（顧客DX）の支援

賃貸住宅市場で管理業務の省力化に寄与しているスマートロックにおいて、新製品の投入やパートナーとの連携強化により、賃貸住宅市場、その他の住宅市場や法人事業所等への導入拡大を図ります。また、施設管理業務の負担を軽減する自動検針サービスにおいて、新規導入及び既存顧客の交換需要を獲得いたします。

●脱炭素社会の実現に向けたトータルGXサービスの提供

脱炭素化のニーズの高まりをとらえ、エネルギーマネジメントサービスでは、現状の顧客である多店舗展開を行う流通小売業だけではなく、他業種への新規顧客開拓を進めます。また、既存顧客へのより付加価値の高いGXソリューションの提案により収益力を高めるとともに、次の成長の柱となる事業基盤の構築を進めます。

●利益を重視したビジネスへの変革

海外においては、オセアニア、英国を中心とした欧州、アジアや中東・アフリカの各地域において次の施策に取り組み、利益を重視したビジネスへの変革をさらに進めます。

- ・市場特性に合わせた高付加価値ソリューションの提供
- ・産業用メータービジネスの再強化
- ・低収益ビジネスからの撤退
- ・組織構造改革

●グループ経営基盤の強化

グループ全体で次の施策に取り組み、経営基盤を強化します。

- ・グループ人材育成・活用の強化
- ・グループリスク管理の強化
- ・バランスシートの効率化とキャッシュの最適配分
- ・サステナビリティ活動の推進

b 中期経営計画の連結数値目標

	2025年 3月期 実績	2026年 3月期 計画	2027年 3月期 計画
	百万円	百万円	百万円
売上高	97,102	98,000	100,000
営業利益	5,701	5,800	9,000
親会社株主に帰属する当期純利益	3,504	3,600	5,500
ROE (%)	6.9	7.0	10.0

※ 2026年3月期計画は、2024年5月9日に公表しました、2025年3月期から2027年3月期までの中期経営計画数値目標から修正しております。

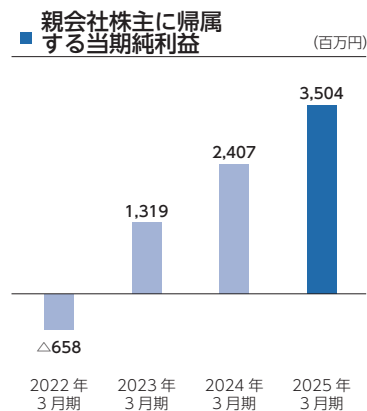
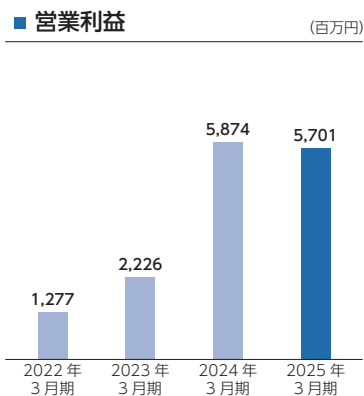
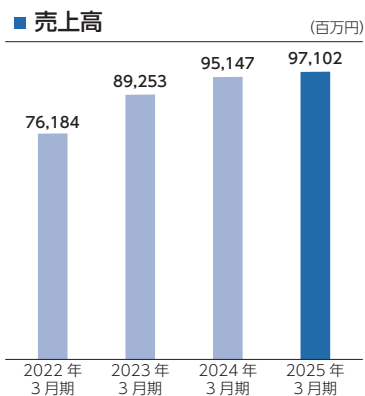
事業ポートフォリオ別の売上高内訳（外部売上）

	2025年 3月期 実績	2026年 3月期 計画	2027年 3月期 計画
	百万円	百万円	百万円
国内計測制御事業	56,061	57,700	63,700
スマートメーター事業	34,892	36,700	40,700
ソリューション事業	12,934	13,000	14,500
配電盤事業	8,234	8,000	8,500
海外計測制御事業	40,584	40,000	36,000
オセアニア	21,147	19,500	20,500
欧州	13,451	13,000	12,500
アジア	4,693	4,000	2,000
中東・アフリカ	1,292	3,500	1,000
不動産事業	456	300	300
合計	97,102	98,000	100,000

※ 2026年3月期計画は、2024年5月9日に公表しました、2025年3月期から2027年3月期までの中期経営計画数値目標から修正しております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	76,184	89,253	95,147	97,102
営業利益	1,277	2,226	5,874	5,701
経常利益	1,189	1,885	5,488	5,386
親会社株主に帰属する 当期純利益	△658	1,319	2,407	3,504
1株当たり当期純利益 (円)	△13.42	27.86	51.36	75.47
総資産	91,222	93,268	95,641	100,513



(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト	497 ^{百万円}	51.0 %	電力量計の製造・販売及び 関 連 サ ー ビ ス の 提 供
OSAKI United International Pte. Ltd.	百万シンガポールドル 37	100.0	E D M I グ ル ー プ の 統 括
E D M I L i m i t e d	百万シンガポールドル 81	100.0 (100.0)	電力量計及び関連システムの 製 造 ・ 販 売
大崎電気システムズ株式会社	358 ^{百万円}	89.9	配・分電盤の製造・販売
大崎データテック株式会社	350 ^{百万円}	100.0	検針システム・機器の開発・販売
大崎エスレート株式会社	310 ^{百万円}	100.0	不 動 産 の 賃 貸

(注)「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有割合であります。

(5) 主要な事業内容

セ グ メ ン ト	主な製品・サービス
国 内 計 測 制 御 事 業	スマートメーター エネルギー管理システム 配・分電盤 計器用変成器 スマートロック
海 外 計 測 制 御 事 業	スマートメーター及び関連システム
不 動 産 事 業	不動産の賃貸

(6) 主要な事業所及び営業所

① 当社

本 社 (東京都品川区)
 事業所 埼 玉 (埼玉県入間郡三芳町)
 営業所 札 幌 (札幌市中央区) 仙 台 (仙台市青葉区)
 名古屋 (名古屋市東区) 大 阪 (大阪市北区)
 広 島 (広島市中区) 沖 縄 (沖縄県那覇市)

② 子会社

株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト 本社 (大阪市北区) 他
 OSAKI United International Pte. Ltd. 本社 (シンガポール)
 E D M I L i m i t e d 本社 (シンガポール)
 大崎電気システムズ株式会社 本社 (東京都品川区) 他
 大崎データテック株式会社 本社 (東京都品川区) 他
 大崎エスレート株式会社 本社 (東京都品川区)

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,810 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,104

(8) 従業員の状況

事業の種類別セグメント	従 業 員 数	前期末比増減
国 内 計 測 制 御 事 業	1,604名	9名増
海 外 計 測 制 御 事 業	953名	54名減
不 動 産 事 業	1名	－
合 計	2,558名	45名減

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 45,391,534株（自己株式2,875,646株を除く）
- (3) 株主数 6,215名

(4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,243 千株	13.7 %
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8 2 2 1 - 6 2 3 7 9 3	3,949	8.7
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,852	4.0
大 崎 電 気 工 業 取 引 先 持 株 会	1,674	3.6
M M I n v e s t m e n t s 株 式 会 社	1,604	3.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,552	3.4
九 電 テ ク ノ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	1,389	3.0
渡 辺 佳 英	1,272	2.8
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	1,104	2.4
関 西 電 力 株 式 会 社	1,000	2.2

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	67,366	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	1,000,000株
消却日	2024年5月23日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

当社は株式報酬型新株予約権を発行しており、その内容は下記のとおりであります。

- ① 保有する新株予約権の数
7,640個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式764,000株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 当社役員の保有状況

	名 称 (取締役会発行決議日)	行 使 期 間	1株当たり行使価額	個 数	保有者数
			1株当たり発行価格		
取締役	第1回株式報酬型 新株予約権 (2009年8月5日)	2009年9月16日～ 2039年9月15日	1円	379個	3名
			933円		
取締役	第2回株式報酬型 新株予約権 (2010年7月13日)	2010年8月7日～ 2040年8月6日	1円	423個	3名
			665円		
取締役	第3回株式報酬型 新株予約権 (2011年7月13日)	2011年8月5日～ 2041年8月4日	1円	405個	3名
			721円		
取締役	第4回株式報酬型 新株予約権 (2012年8月3日)	2012年9月13日～ 2042年9月12日	1円	574個	3名
			443円		
取締役	第5回株式報酬型 新株予約権 (2013年7月9日)	2013年8月8日～ 2043年8月7日	1円	604個	4名
			497円		
取締役	第6回株式報酬型 新株予約権 (2014年7月10日)	2014年8月8日～ 2044年8月7日	1円	718個	4名
			527円		
取締役	第7回株式報酬型 新株予約権 (2015年7月13日)	2015年8月8日～ 2045年8月7日	1円	668個	4名
			628円		
取締役	第8回株式報酬型 新株予約権 (2016年7月11日)	2016年8月9日～ 2046年8月8日	1円	586個	4名
			858円		
取締役	第9回株式報酬型 新株予約権 (2017年7月12日)	2017年8月9日～ 2047年8月8日	1円	642個	4名
			707円		
取締役	第10回株式報酬型 新株予約権 (2018年7月10日)	2018年8月9日～ 2048年8月8日	1円	759個	4名
			690円		
取締役	第11回株式報酬型 新株予約権 (2019年7月19日)	2019年8月23日～ 2049年8月22日	1円	927個	4名
			539円		
取締役	第12回株式報酬型 新株予約権 (2020年7月14日)	2020年8月21日～ 2050年8月20日	1円	955個	4名
			436円		

(注) 1. 上記の新株予約権は、役員退職慰労金に代わる株式報酬として当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役は、行使期間内で、取

-
- 締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までに、新株予約権の全数を一括して行使することができます。
2. 監査役が保有する新株予約権はありません。
 3. 2021年6月25日開催の第107回定時株主総会決議により、譲渡制限付株式報酬導入に伴い株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 C E O (代 表 取 締 役)	渡 辺 佳 英	OSAKI United International Pte.Ltd.取締役会長
取締役社長執行役員 COO (代 表 取 締 役)	渡 辺 光 康	OSAKI United International Pte.Ltd.取締役 兼最高経営責任者
取締役副社長執行役員 (代 表 取 締 役)	川 端 晴 幸	
取締役専務執行役員	上 野 隆 一	グループ経営本部長
取 締 役	水 野 正 望	
取 締 役	笠 井 伸 啓	
取 締 役	黒 木 彰 子	アイエックス・ナレッジ株式会社社外取締役 学校法人帝京大学経済学部教授 勤労者退職金共済機構資産運用委員会委員長代理 パーク24株式会社社外取締役 千代田化工建設株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	堀 長 一 郎	
常 勤 監 査 役	長 谷 川 豊	
監 査 役	北 井 久 美 子	勝どき法律事務所弁護士 東京都労働委員会委員 石油資源開発株式会社社外取締役
監 査 役	河 合 千 尋	株式会社ベイサイド・パートナーズ代表取締役 ベイサイド・パートナーズ会計事務所代表

- (注) 1. 黒木彰子氏の戸籍上の氏名は千田彰子であります。
2. 取締役のうち、水野正望、笠井伸啓、黒木彰子の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役のうち、北井久美子、河合千尋の両氏は、社外監査役であります。
4. 上記社外取締役及び社外監査役の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
5. 監査役長谷川豊氏は、当社経理部門で長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役河合千尋氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役黒木彰子氏、監査役北井久美子氏及び監査役河合千尋氏の各兼職先と当社の間に特別な関係はありません。
8. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は以下のとおりであります。
- ①就任
2024年6月27日開催の第110回定時株主総会において、水野正望氏が新たに取締役に、河合千尋氏が監査役に各々選任され、就任いたしました。
- ②退任
2024年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、取締役高島征二氏及び監査役山本滋彦氏が任期満了により退任いたしました。

9. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります（2025年4月1日現在）。

役 職 名	氏 名
常務執行役員グリッドシステム事業部長	太 田 毅 彦
執行役員ソリューション事業部長	阿 部 純
執行役員グリッドシステム事業部副事業部長兼生産統括部長	高 田 俊 明
執行役員コーポレート本部長	高 橋 浩 司
執行役員コーポレート本部副本部長兼経理部長	畠 山 広 行
執行役員ソリューション事業部副事業部長兼事業統括部長	小 野 信 之
(株)ラ・クラシン代表取締役社長	
執行役員ソリューション事業部副事業部長兼業務統括部長	徳 本 法 之
執行役員グループ経営本部副本部長兼国内戦略部長	大 和 哲 也

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社と社外取締役水野正望、笠井伸啓、黒木彰子の各氏並びに監査役堀長一郎、長谷川豊の両氏及び社外監査役北井久美子、河合千尋の両氏とは、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、当該決定方針は、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会決議にて決定しております。

《基本方針》

当社の役員報酬は、継続的な企業価値の向上及び企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式により構成し、その支給割合については、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な割合となることを方針とする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

《基本報酬》

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

《業績連動報酬》

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の本業で稼いだ利益を表す連結及び単体営業利益率を基準として目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。なお、当該事業年度は、連結営業利益率が目標5.2%に対し実績5.9%、単体営業利益率が目標2.5%に対し実績4.9%となりました。

《譲渡制限付株式》

株主との価値の共有を図り、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年以内とする譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性や妥当性を検討しており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第107回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権報酬額を年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与

を含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額7,000万円以内（うち社外監査役2,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬額の具体的内容については、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の委任決議に基づき取締役会長（代表取締役）渡辺佳英及び取締役社長執行役員（代表取締役）渡辺光康の両氏が決定しております。委任の理由は、指名・報酬委員会の審議を経て客観性及び妥当性が確保されていることと、両氏が当社グループの経営環境や状況を最も熟知し総合的な判断が可能であると判断しているためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	300 (28)	179 (28)	75 (-)	45 (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	57 (18)	57 (18)	- (-)	- (-)	5 (3)
計 (うち社外役員)	358 (46)	237 (46)	75 (-)	45 (-)	13 (7)

- (注) 1. 上記の人数には、2024年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記社外役員は社外取締役及び社外監査役に対する報酬額であります。
4. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与しており、当該事業年度の費用計上額を記載しております。当該交付内容については、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
5. 業績連動報酬は、当該事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員等に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席会議及び出席状況	主な活動状況
社外 取締役	水 野 正 望	取締役会 12回／12回 (100%) (注) 指名・報酬委員会 6回／ 6回 (100%) (注)	当事業年度に開催された取締役会及び委員長を務める指名・報酬委員会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、大手金融機関や大手事業会社、独立行政法人における幅広い経営経験や実務知識に基づく高い見識をもとに、助言や提言を行い、当社の業務執行の監督や、意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外 取締役	笠 井 伸 啓	取締役会 17回／17回 (100%) 指名・報酬委員会 11回／11回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び指名・報酬委員会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、計測事業業務等の豊富な経営経験や実務知識並びにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行い、当社の業務執行の監督や、意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外 取締役	黒 木 彰 子	取締役会 17回／17回 (100%) 指名・報酬委員会 10回／11回 (91%)	当事業年度に開催された取締役会及び指名・報酬委員会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、大手企業等での実務及び経営経験と、コーポレートガバナンス・人事・ファイナンスに関する専門知識と高い見識をもとに、助言や提言を行い、当社の業務執行の監督や、意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外 監査役	北井久美子	取締役会 17回／17回 (100%) 監査役会 23回／23回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、中央省庁要職や弁護士並びに上場企業の社外役員等、豊富な経験や専門知識並びにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行い、適切な監査の実施や、当社の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外 監査役	河 合 千 尋	取締役会 12回／12回 (100%) (注) 監査役会 13回／13回 (100%) (注)	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、監査法人勤務経験や公認会計士・税理士資格を背景とした財務・会計等に関する豊富な知見をもとに、助言や提言を行い、適切な監査の実施や、当社の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。

(注) 第110回定時株主総会終結・就任以降が対象です。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り額の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社の子会社のうち、OSAKI United International Pte.Ltd.はRSM SG Assurance LLPの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、2008年3月11日、2009年3月17日、2010年3月15日、2012年3月21日、2013年6月27日、2015年5月8日並びに2023年3月28日に改定を行っており、下記は最新（2023年3月28日一部改定）の決議の概要です。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款、社内規程及び社会規範の遵守、並びにハラスメント行為を防止するための、「大崎電気グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定めるほか、「大崎電気グループコンプライアンス・ハンドブック」を発行し、その周知徹底と遵守の推進を図る。
 - b 当社は、「大崎電気グループ経営管理規程」に基づき、子会社各社における内部統制体制の実効性を高めるための諸施策を立案・実施し、子会社への指導・支援等を行う。
 - c 経営監査室は、当社及び内部監査部門のない子会社各社の内部監査を計画的に実施し、業務の適正性や効率性を監査し、コンプライアンス体制の強化・改善を図る。
 - d 大崎電気グループは、ヘルプライン制度の適切な運営により、取締役及び使用人の法令等違反行為やハラスメント行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制の強化に努める。
 - e 大崎電気グループは、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき業務を運営し、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保する。
 - f 大崎電気グループは、「大崎電気グループ企業行動憲章」に基づき、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱については、「取締役会規程」ほか社内規程に従い、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

b 当社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当社は、当社の各部署及び各委員会（コンプライアンス、サステナビリティ推進、品質管理、PL、安全保障輸出管理）が、「リスク管理規程」及び「リスクマネジメント基本方針」に基づきリスクの特定、分析、評価を行い、リスクマップを作成する。
また、認識されたリスクに対し必要な対策を講じリスクの低減を図る。子会社については、各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合には、当社に適切な情報が伝達される体制を整備・運用する。
- b 経営監査室は、内部監査により当社及び内部監査部門のない子会社各社のリスク管理状況を監査する。その結果を定期的に当社取締役会に報告し、当該取締役会において改善策を審議決定する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 当社は、毎期初に取締役が共有する当社及び大崎電気グループ全体の目標を定め、この目標達成に向けて具体的な年度事業計画を策定する。また、月次・四半期ごとに目標の達成状況をレビューし、結果を当社各部門及び子会社にフィードバックすることにより、業務の有効性・効率性を確保する。
- b 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか必要に応じて開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努める。また、その事前協議の場として経営協議会を設置し、議論の深化や決定プロセスの明確化を図る。
- c 当社は、経営会議を原則として毎週1回開催し、大崎電気グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行う。
- d 当社は、執行役員会議を原則として毎月1回開催し、執行者幹部出席のもと全社的な情報共有を推進するとともに執行業務の迅速化を図る。
- e 当社は、グループ幹部会を原則として毎月1回開催し、グループガバナンスとして、当社、株式会社エネゲート及びEDMI Limitedの3社の活動状況について報告を行う。
- f 当社及び子会社の日常業務は、それぞれの「職務権限規程」、「稟議規程」等に基づき業務を遂行する。

⑤ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- a 当社の子会社は、「大崎電気グループ経営管理規程」に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について当社に報告する義務を負う。

- b 当社は、原則として国内子会社については、グループ経営協議会を開催し、当該子会社の業績その他必要な事項の協議を行う。また、主要な海外子会社については、業績その他重要な経営課題等を当社取締役会に定期的に報告する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置することとする。
 - b 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その人事異動については監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人（以上の者から報告を受けた者を含む）が当社の監査役に報告をするための体制と当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正の事実又は企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査役に報告する体制を確保する。
 - b 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、法定の事項に加え、企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、グループヘルプライン制度による通報状況及びその内容を遅滞なく当社監査役に報告する体制を確保する。
 - c 大崎電気グループは、ヘルプライン制度により通報したことを理由として、当該通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - a 当社の取締役は、監査役による監査が円滑に行われることを確保するため、監査に係る諸費用について必要な予算措置を行う。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a 当社取締役会は、業務の適正を確保するため、当社の取締役会、経営協議会及び経営会議等重要な会議への監査役の出席を確保する。
 - b 当社代表取締役は、監査役と定期的に意見交換する機会を確保する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

上記基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取組状況
 - a コンプライアンス委員会を年4回開催し、リスク管理状況のモニタリングの実施と、ヘルプライン制度に基づく通報案件について審議した。
 - b コンプライアンス関連研修として、役員向けの会社法勉強会、新入社員向けのコンプライアンスセミナー、若手社員向けコンプライアンスセミナー、管理者向けコンプライアンスセミナー、開発担当者向け発注手順書解説セミナー、管理者向けストレスチェック集団分析セミナー、昇格者対象セルフケアセミナーを実施した。
 - c 当社内部監査部門による監査は、当社については7部署に対して実施したほか、昨年実施した部署の改善状況を確認するフォローアップ監査を6部署実施した。また、子会社2社に対する監査実施と昨年実施した子会社のフォローアップ監査を1社実施するとともに、独自に内部監査を実施する子会社1社のモニタリングも実施し、さらには全部署を対象にした書面による年1回の自己監査も継続実施して、監査の実効性の強化を図っている。
 - d ヘルプライン制度については、2016年12月から経営陣から独立した外部通報窓口として法律事務所を加え、監査役会への報告ラインも明確化している。さらに2023年3月には、通報対象についてもハラスメント行為を明記するなどの改正を実施した。今年度通報実績は6件（うちハラスメント5件）あり、審議を重ねた上で適切に対応している。
- ② 損失の危機の管理に関する取組状況
 - a 2021年度から、グループ経営基盤の強化の一環として、『事業リスク』と『管理リスク』に分離する管理方法・体系に変更し、グループリスク管理の強化を図っている。『事業リスク』については、中期経営計画・事業計画の達成を阻害する要因を月次単位で管理し、『管理リスク』については、「コンプライアンス」「人材・労務」「システム障害・情報漏洩」「自然災害・感染症等」を柱に、半期ごとに計画に対する運用状況についてモニタリングしている。
- ③ 職務の執行が効率的に行われることに関する取組状況
 - a 期初に事業計画を策定し、毎月のグループ幹部会及び四半期ごとの取締役会で達成状況を報告。問題点はその都度解決策を検討し、実施した。

- b 取締役会は、今年度は17回開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努めた。また、重要案件については議論の深化や決定プロセスの明確化を念頭に事前検討の場としての経営協議会を設置しており、今年度は15回開催した。なお、子会社は取締役会を原則毎月又は3か月に1回開催し、職務の効率的運用に努めた。
 - c 経営会議は、原則週1回開催し、大崎電気グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行った。
 - d 執行役員会議は、原則毎月1回開催し、執行者幹部出席のもと全社的な情報共有を推進するとともに、執行機能の迅速化を図った。
 - e グループ幹部会は、原則毎月1回開催し、当社、株式会社エネゲート及びEDMI Limitedの3社の活動報告によりグループガバナンスの強化に努めた。
 - f 業務効率化とコンプライアンス強化の観点から、2025年1月に当社の「職務権限規程」を改正した。
 - g 指名・報酬委員会（委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とし、委員長を独立社外取締役とする）は、今年度は11回開催し、取締役及び執行役員に関する指名・報酬関連事項の他、後継者計画に関する事項について審議した。
 - h 子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について適宜当社経営戦略本部に報告した。
 - i 国内子会社は、2024年6月に大崎電気グループ経営協議会を開催し、業績等の計画、実績及び経営課題等を当社の経営幹部に報告した。また、主要な海外子会社2社は、年2回当社取締役会に中期経営計画、実績及び経営課題等の報告を行うとともに、グループ幹部会や経営会議などで月1回月次報告も行っている。
- ④ 監査役監査の実効性の確保等に関する取組状況
- a 監査役の職務を補助すべき専任の担当者1名を配置。当該担当者は監査役の指揮命令下で職務を遂行している。
 - b 監査に係る諸費用は予算措置を行い、全て会社の経費として処理した。
 - c 監査役は、当社の取締役会、経営協議会及び経営会議等重要な会議へ出席したほか、当社代表取締役との会合を1回開催し、意見交換を行った。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	59,547	流 動 負 債	29,240
現 金 及 び 預 金	11,552	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,663
預 け 金	2,543	電 子 記 録 債 務	2,559
受取手形、売掛金及び契約資産	17,545	短 期 借 入 金	6,926
商 品 及 び 製 品	12,895	未 払 法 人 税 等	1,576
仕 掛 品	3,337	賞 与 引 当 金	1,719
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,656	役 員 賞 与 引 当 金	92
そ の 他	3,324	製 品 保 証 引 当 金	372
貸 倒 引 当 金	△ 307	そ の 他	8,328
固 定 資 産	40,966	固 定 負 債	7,930
有 形 固 定 資 産	26,251	リ ー ス 債 務	1,342
建 物 及 び 構 築 物	7,634	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,301	修 繕 引 当 金	59
土 地	12,099	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,254
リ ー ス 資 産	1,574	繰 延 税 金 負 債	3,472
建 設 仮 勘 定	902	そ の 他	758
そ の 他	738	負 債 合 計	37,170
無 形 固 定 資 産	907	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	907	株 主 資 本	44,437
投 資 そ の 他 の 資 産	13,808	資 本 金	7,965
投 資 有 価 証 券	8,344	資 本 剰 余 金	8,764
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,258	利 益 剰 余 金	29,575
繰 延 税 金 資 産	1,604	自 己 株 式	△ 1,868
そ の 他	1,603	その他の包括利益累計額	7,714
貸 倒 引 当 金	△ 2	その他有価証券評価差額金	3,379
資 産 合 計	100,513	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,573
		退職給付に係る調整累計額	761
		新 株 予 約 権	466
		非 支 配 株 主 持 分	10,724
		純 資 産 合 計	63,343
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	100,513

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上高			97,102
売上原価			73,660
売上総利益			23,442
販売費及び一般管理費			17,740
営業利益			5,701
営業外収益			
受取利息	65		
受取配当金	283		
受取口外リテイル	180		
その他	122		652
営業外費用			
支払利息	350		
為替差損	483		
その他	132		966
経常利益			5,386
特別利益			
固定資産売却益	936		
投資有価証券売却益	430		1,367
特別損失			
固定資産除却損	86		
事業構造改善費用	278		364
税金等調整前当期純利益			6,389
法人税、住民税及び事業税	2,198		
法人税等調整額	△ 123		2,075
当期純利益			4,314
非支配株主に帰属する当期純利益			810
親会社株主に帰属する当期純利益			3,504

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,762	百万円 27,503	百万円 △ 1,198	百万円 43,034
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 935		△ 935
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,504		3,504
自己株式の取得				△ 1,223	△ 1,223
自己株式の処分		13		43	57
自己株式の消却		△ 12	△ 497	509	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	1	2,071	△ 670	1,403
当 期 末 残 高	7,965	8,764	29,575	△ 1,868	44,437

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当 期 首 残 高	百万円 3,203	百万円 2,521	百万円 850	百万円 6,575	百万円 466	百万円 12,456	百万円 62,532
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 935
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,504
自己株式の取得							△ 1,223
自己株式の処分							57
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	176	1,051	△ 89	1,138	－	△ 1,731	△ 592
当 期 変 動 額 合 計	176	1,051	△ 89	1,138	－	△ 1,731	810
当 期 末 残 高	3,379	3,573	761	7,714	466	10,724	63,343

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	24,493	流 動 負 債	14,013
現 金 及 び 預 金	7,684	支 払 手 形	7
受 取 手 形	199	買 掛 金	1,931
売 掛 金	4,867	短 期 借 入	1,963
一 般 投 資 資 産	383	関 係 社 短 期 借 入	2,990
商 品 及 び 製 品	3,379	未 払 金	3,700
仕 掛 金	952	未 払 法 人 税	391
材 料 及 び 貯 蔵 品	1,558	未 払 賞 与 引 当 金	809
関 係 社 短 期 貸 付 金	5,030	未 払 引 当 金	593
未 収 入 金	385	前 払 費 用	454
未 払 費 用	62	賞 与 引 当 金	43
そ の 他 金	16	役 員 賞 与 引 当 金	37
貸 倒 引 当 金	△ 26	製 品 保 証 引 当 金	564
固 定 資 産	35,382	固 定 負 債	74
有 形 固 定 資 産	6,373	一 般 借 入	370
建 築 物	2,646	繰 上 税 金 負 債	79
機 械 及 び 装 置	72	繰 上 税 金 負 債	2,687
車 両 運 搬 具	1,177	繰 上 税 金 負 債	550
工 具、器 具 及 び 備 品	20	繰 上 税 金 負 債	1,378
土 地	441	繰 上 税 金 負 債	758
リ ー ス 資 産	1,908	負 債 合 計	16,700
建 設 仮 勘 定	26	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 金	66	株 主 資 本	39,329
無 形 固 定 資 産	13	資 本 剰 余 金	7,965
ソ フ ト ウ ェ ア	338	資 本 準 備 金	8,061
そ の 他 金	44	資 本 剰 余 金	8,047
投 資 そ の 他 の 資 産	28,626	利 益 剰 余 金	13
投 資 有 価 証 券	7,691	利 益 準 備 金	698
関 係 会 社 株 式	17,410	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,471
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,107	別 途 積 立	7,800
前 払 年 金 費 用	1,148	繰 越 利 益 剰 余 金	16,671
リ ー ス 投 資 資 産	528	自 己 株 式	△ 1,868
そ の 他 金	744	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,379
貸 倒 引 当 金	△ 5	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,379
資 産 合 計	59,876	新 株 予 約 権	466
		純 資 産 合 計	43,175
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	59,876

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目		金 額
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息及び受取配当金 その他の 営業外費用 支払利息 為替差 その他の 経常利益 特別利益 投資有価証券売却益 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	百万円	百万円
		29,067
		21,629
		7,437
		6,019
		1,418
	3,417	
	32	3,449
	152	
	264	
	37	454
		4,413
	430	430
		4,843
	634	
	70	705
		4,138

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,047	百万円 12	百万円 698	百万円 7,800	百万円 13,965
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 935
当 期 純 利 益						4,138
自己株式の取得						
自己株式の処分			13			
自己株式の消却			△ 12			△ 497
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1	－	－	2,706
当 期 末 残 高	7,965	8,047	13	698	7,800	16,671

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等 その他有価証 券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	百万円 △ 1,198	百万円 37,291	百万円 3,203	百万円 466	百万円 40,961
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 935			△ 935
当 期 純 利 益		4,138			4,138
自己株式の取得	△ 1,223	△ 1,223			△ 1,223
自己株式の処分	43	57			57
自己株式の消却	509	－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			176		176
当 期 変 動 額 合 計	△ 670	2,037	176	－	2,213
当 期 末 残 高	△ 1,868	39,329	3,379	466	43,175

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 笥 悦 生

指定社員 業務執行社員 公認会計士 村 山 大 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大崎電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	寛	悦 生
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	村	山 大 二
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて海外を含む子会社に赴き、事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

大崎電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 長一郎 ㊞

常勤監査役 長谷川 豊 ㊞

社外監査役 北 井 久美子 ㊞

社外監査役 河 合 千 尋 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

九段会館テラス 2階 バンケットホール 鳳凰

東京都千代田区九段南1丁目6-5 TEL 03-6260-9110



交 通

東京メトロ：九段下駅（半蔵門線・東西線）4番出口より徒歩1分

都営地下鉄：九段下駅（新宿線）4番出口より徒歩1分

※駐車場のご用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。